

令和6年8月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年8月20日(火) 午前8時57分～9時37分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	4 番 原 武信
5 番 山下 祝	6 番 本条 仁史
7 番 木下 得代	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路(会長)	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸(会長職務代理)	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

なし

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	簗本 由奈

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	6 件	田	6,834	m ²
			畑	1,777	m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	1 件	田	163	m ²
			畑		m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	6 件	田	5,338	m ²
			畑	247	m ²
第 4 号議案	非農地証明願	2 件	田	88	m ²
			畑	833	m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田		m ²
			畑		m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	21 件	田	23,119	m ²
			畑	16,441	m ²
報告第 1 号	合意解約	8 件	田	10,319	m ²
			畑	3,174	m ²

令和6年8月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻より若干早いですが皆様おそろいですので、只今より8月の定例会を開催いたします。

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案までの合計36件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。併せて、傍聴人の方が1名おられますことも併せて報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(挨拶)

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を7番 木下委員さんと8番 猪熊委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、2番 石井委員さん、6番 本条委員さん、7番 木下委員さんと私で、昨日19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請6件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、

1番、・・・、面積1,004㎡外1筆 計1,976㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 0㎡

自身が所有する農地はありませんが、親族が所有する農地で販売の手伝いを行っており、農業実績はある方になります。

取得後の営農計画 アスパラガスとナバナの販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各1台。

農作業歴 10年、年間の農業従事日数 300日、通作距離 徒歩5分圏内。

2番から4番は譲渡人が同じ方となっておりますので、3件の内容が同じ部分から

先にまとめてご説明いたします。

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

それでは2番からそれぞれご説明いたします。

2番、・・・、面積988㎡。【議案読み上げ】

受人反別 27,313㎡

取得後の営農計画 果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター1台、トラック2台、農舎700㎡。

農作業歴 40年、年間従事日数 300日、通作距離 徒歩1分圏内。

3番、・・・、面積932㎡。【議案読み上げ】

受人反別 17,390㎡

取得後の営農計画 水稻・野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラック各10台、農舎700㎡。

農作業歴 40年、年間従事日数 300日、通作距離 車で2分。

4番、・・・、面積1,339㎡。【議案読み上げ】

譲受人は次の5番と同じ方になっております。

受人反別 87,128㎡

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機各10台、トラック20台、農舎1,000㎡。

農作業歴 15年、年間従事日数 300日、通作距離 車で2分。

5番、・・・、面積350㎡外3筆 計2,587㎡。【議案読み上げ】

譲受人の受人反別、農機具の所有状況等は4番と同一のため省略させていただきます。

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

通作距離 車で7分

6番、・・・、面積186㎡外2筆 計789㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 12,686㎡

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況　トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラック各 1 台。
農作業歴 46 年、年間の農業従事日数 85 日、通作距離　徒歩 4 分圏内
年間従事日数は 85 日程であります、世帯員に従事日数 150 日程度の者がおります。

本日の案件 6 件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件のうち、4 番、5 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、4 番、5 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員　退室)

4 番、5 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)
【異議なし】の声あり

(木下委員　入室)

続いて、1 番から 3 番及び 6 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)
【異議なし】の声あり

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

事務局書記

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 105 m²外 1 筆 計 163 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無

駐輪場及び住宅の一部として利用していたため、始末書の提出があります。

転用目的 住宅拡張

申請理由

平成 3 年頃から住宅拡張用地として利用しており、現在に至っています。今回、申請地隣の所有地に息子が家を建てるため測量を行ったところ、住宅の敷地が一部農地であったことがわかり申請に至りました。

農地の区分

都市計画法により用途が準工業地域及び第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側市道側溝へ放流します。新たな造成はありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案 5 番については現地調査を実施しておりますので、2 番 石井委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

石井委員

第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 番についてご説明いたします
5 番、・・・、面積 247 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 寄宿舍

申請理由

申請者は、農園を営んでおり外国人労働者が滞在できる物件を探していました。

申請場所には、複数の人が生活できる空き家があり、規模も妥当なことから、話が
まとまり申請にいたりしました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないも
のと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま石井委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を
求めます。

事務局長補佐

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

5 番につきましては、先ほどの石井委員さんのご説明どおりです。

少し追加説明いたしますと、この案件は無断転用のため新たな造成はありません。
そして無断転用を反省する始末書の提出がございます。すでに造成しておりますの
で、雨水は西側水路へ接続済、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側水路へ接続済と
なっております。

1 番、・・・、面積 492 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、市外のアパートに居住しています。将来の両親の世話や農地の
維持管理等を考えて、実家近くに住もうと計画したところ、実家の隣で父が所有す
る土地に家を建てることで、話がまとまり申請にいたりしました。

農地の区分

都市計画により、用途が「第 1 種住居地域」と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないも
のと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため桝を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側市道
側溝へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を
建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設
置します。

2 番、・・・、面積 154 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 事務所、資材置場

申請理由

譲受人は、土木工事、水道工事等を行う法人です。中讃地域での業務の増加に伴
い事務所の移転を検討していました。国道 11 号線沿いで交通の便が良い土地の売

却情報を得て検討したところ、申請地及び、その隣接する宅地も併せて利用することにより事業の効率化が図れるため、土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

都市計画法により用途が準工業地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は既設のため枡から雨水管を通して東側の水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。境界の擁壁は既存を利用します。

3 番、・・・、面積 928 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由

譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

この太陽光の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度、FIT と呼ばれる制度ではありません。しかし、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法となっております。造成計画は、整地のみで新たな擁壁はありません。排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。

4 番、・・・、面積 350 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、市外でアパートを借りていますが手狭なこともあり、実家の近くで住宅建築を検討したところ、父が所有する土地で話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため枥を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、東側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界線にはコンクリート擁壁を新たに設置します。

6 番、・・・、面積 2207 m²外 2 筆 計 3,414 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸資材置場

申請理由

申請者は、土木工事会社の役員をしており、夫が会社代表を務めています。その会社の業務量の増加に伴い、現在の資材置場では手狭となってきたので、新しく資材置場を探していました。検討した結果、市内の事務所と申請地は約 4 km離れていますが、国道 11 号線または県道 33 号線の主要な道路を利用して、車で約 8 分であり事業も効率的に行えると判断。会社役員の申請者が転用事業者となり、夫が経営する会社に貸し付ける計画に至っております。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、表層部を採石にて盛土、整地を行い、擁壁は既存を使用します。1,000 m²を超えていますが、建築物が無いため開発許可の対象ではありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 件のうち 5 番については藤川委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、先に 5 番について審議を行いますので、藤川委員さんには退室をお願いいたします。

(藤川委員 退室)

5 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(藤川委員 入室)

会長職務代理	続いて、1 番から 4 番及び 6 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。 (委員による審議)
各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 件につきまして原案どおり承認し、うち 5 件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、6 番の案件につきましては、転用面積が 2,000 ㎡以上ということで、8 月 28 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。 続いて、第 4 号議案「非農地証明願」2 件を議題に供します。 なお、第 4 号議案の 1 番、2 番については現地調査を実施しておりますので、6 番本条委員さん、7 番 木下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。
本条委員	それでは、第 4 号議案「非農地証明願」1 番の現地調査について、ご報告いたします。 1 番、・・・、面積 88 ㎡。【議案読み上げ】 申請理由 3 号議案の 2 番の譲渡人と申請人が同一人物ですが、財産の整理をしている過程で、現在倉庫が建っているんですけども地目が水田となっていたことで、正しい表記にしたいとのことで申請がありました。昭和 41 年ごろ申請人の祖母が農業用の倉庫を建設しておりまして、現況は三角地、倉庫と土間で成り立っておりますけれども、農地に変更するのは周辺の住宅地等の関連から非効率的な状態になっているので、農業用倉庫として利用している現状のままで許可するべきと判断しました。以上です。
木下委員	2 番の非農地証明について申し上げます。 2 番、・・・、面積 833 ㎡。【議案読み上げ】 申請理由 10 年以上前から耕作をしなくなり山林化しているためです。 見てみると、まったく山そのものでした。以上です。
会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま本条委員さん、木下委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。
事務書記	第 4 号議案「非農地証明願」2 件については先ほどの本条委員さん、木下委員さんのご説明通りです。 以上のことから、1 番につきましては「耕作の事業を行う者がその農地を自らの保

全又は利用の増進のための農業用施設の用に供する場合」に該当し、2 番につきましては再生利用が困難な農地に該当しますので、非農地証明許可相当と考えます。
よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」2 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」21 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」21 件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が 14 件、更新が 4 件、再設定が 3 件で、そのうち農地機構を通じた貸借が 16 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 21 件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」21 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」21 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 2,207 m²外 1 筆 計 3,364 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消

2 番、・・・、面積 50 m²外 1 筆 計 175.68 m²。【議案読み上げ】

解約理由 678 番 4 は地籍調査の際に農地の一部が道路に取り込まれていることが判明したため、678 番 5 は転用目的による解約となっております。

備考 利用権 賃借権の解消

3 番、・・・、面積 240 m²外 1 筆 計 532 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消

4 番と 5 番は貸付人が同じかたのため、まとめてご説明いたします。

4 番、・・・、面積 1,339 m²。【議案読み上げ】。

5 番、・・・、面積 988 m²。【議案読み上げ】。

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権・使用貸借権の解消

第 1 号議案 4 番関連・第 1 号議案 2 番関連

6 番から 8 番は借受人が同じのため、まとめてご説明いたします。

6 番、・・・、面積 1,662 m²外 1 筆 計 2,141 m²。【議案読み上げ】。

7 番、・・・、面積 892 m²。【議案読み上げ】。

8 番、・・・、面積 267 m²外 5 筆 計 2,387 m²。【議案読み上げ】。

解約理由 耕作不便

備考 利用権、使用貸借権の解消

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」8 件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして 8 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 3 7 分終了